

平成20年3月27日

小美玉市長 島田 穰一 様

小美玉市補助金等検討委員会

委員長 鶴 町 庄 二

小美玉市補助金等検討委員会 最終答申

当委員会は、平成18年10月の発足以来、規則に基づき小美玉市の補助金等の適正化について調査検討を行ってきた。

小美玉市は、平成18年3月27日に小川町、美野里町、玉里村の2町1村が合併し誕生した。市の合併の目的が財政規模の強化であり、「最小の経費で最大の効果」を実現する簡素で効率的な行政の実現であることから考えると、説明責任の確保によっていかに市民との協働によるまちづくり(新しい公共空間)を進めていくべきかが、今後の小美玉市にとって重要な事項であると考えられる。それは、「補助金等の適正化」として補助事業の透明性、公平性を確保することで、市民から信頼される行政を目指す必要があるということである。

そこで、市としての補助金等に対する統一基準の整備が急務であるとの考えから、平成18年10月から平成19年2月にかけて、補助金の見直し基準の策定を行い、その結果については既に中間答申として市長に提示したところである。

当委員会では中間答申発表後、「補助金等の見直し基準」を活用した補助金適正化の取り組みについての抜本的な方策を検討するとともに、今後の補助金制度そのものの問題にも踏み込んで検討を重ねてきた。

その結果をまとめ、先に発表した中間答申とともに今後の小美玉市における補助金

適正化の取り組みに向けた意見として、市長に提言するものである。

## 1．補助金制度における問題点

小美玉市が平成18年度に予算化した補助金は、ほとんどが平成17年度以前(合併前)から引き続き交付されているものである。限られた市の財源を配分する手法として補助金を選択する以上は、補助金を交付することが、市民の公益に貢献するものであるかどうか等十分に検証されなければならないはずだが、これまで事業としての補助制度の妥当性・有効性等がほとんど議論されないまま、継続を基本として運用がなされてきた観がある。

今後、個別の補助金について検証を行った場合、様々な問題が顕在化することが予想されるが、このこと以前にこうした検証作業がほとんど行われてこなかったこと自体が最大の問題であることを市は認識しなければならない。

また、公金支出の根拠・事務的的確性・要綱等の整備状況や事業内容の正確性などは、基本的に各補助事業所管が監督・確認するものであるが、市としてのチェック機関やチェック機能の確立により検証を強化すべきである。

市は予算を執行して補助事業が終わりではなく、このような実績・効果の検証が重要であることを再認識すべきであり、その内容を情報公開として積極的に市民に説明責任を果たすことが、行政の透明性を高め、市民に信頼される行政を実現するものである。

## 2．補助事業の課題

これまでは市の総合計画等まちづくりの指針となるべきものが策定されてなかったため、市としての優先順位が整理されず、公益が存在する以上は補助事業間の優先順位を決定する指標がほとんどないため、すべての補助事業の評価が横並びになってし

まっている。今後は、総合計画等による優先順位づけにより、政策的な重要度を検討に加えていくべきである。

補助事業の統合化を進めるにあたっては、事業内容についての実績と効果を検証しながら慎重に進めていくべきである。ただし、各団体の支部的な団体への補助金や、同種・同様の目的の補助金については統合化を早期に進めるべきであると考えている。

補助金等の検証を、財源の再配分の視点で捉えた場合、単に既存補助金の有効性等について議論するだけでなく、市の政策によっては新たな補助金の創設についても検討すべきである。特に今後「市民との協働」を応援し、市政に活かしていくためには、これまでの「助ける」ことを目的とする補助金だけでなく「育てる」ことを目的とした補助金の創設についても積極的な検討をする必要がある。

当委員会ではそのような視点で、新市となってから創設された「小美玉市まちづくり組織支援事業」の公募型の補助制度について高く評価している。この制度が、組織を募集・認定し、広く事業を募集して事前申請書の提出が行われ、審査会において補助金交付の可否、金額の審査を行うというような公募型補助事業とすることで、公平性が確保されるうえに、新しいアイデアの発掘や団体間に競争原理が働き団体の成長にもつながるものと期待をしている。

「補助金等の適正化」が「透明性」や「公平性」を目的としている以上、最終的な目標としては市の補助事業の「公募型補助事業」への移行を検討すべきである。

### 3. 自己評価診断の実施とその目的

市では「補助金等の見直し基準」をもとに、平成20年度予算の要求作業と連動し、担当課において市単独補助金について公共性・効果性・適格性などに関する自己評価診断を行った。

こうした検証作業は、本来は行政の内部機関で行うものでなく、第三者の視点で行うことが最も効果的であると考えられるので、今後、継続的な第三者評価制度の導入を目指すことが望ましいが、その手始めとして実施したことには大いに評価ができることである。

しかし、自己診断評価の内容を見ると、今回はあくまでも行政内部資料として作成したためか、説明・公表することを第一義としていないことから、分かりやすく説明できていないケースが多く見られる。まず行政がしっかり説明できないものについては住民参画の議論はできないと考える。

そこで、本年4月に施行される「自治基本条例」に鑑み、今後、市が、市民との協働、市民の参画、情報の共有を市政運営の原点と位置づけるのであれば、外部機関による審査・評価を行う仕組みづくりが必要不可欠であり、その結果を情報として公表していくことが重要であると考えます。

#### 4. 補助金等見直し基準と外部審議会の必要性

市の補助金の統一基準として「補助金等の見直し基準」を策定したが、この補助金等見直し基準は、完成形ではない。今後の社会情勢や補助事業の実績及び効果等の検証により外的な判断材料が充実したときには、当然に改定を行っていく必要がある。

それは、すべての補助事業に対して終期を設定したように、定期的に再確認を実施すべきであると考えます。

また、今後の適正化に向けた取り組みとして、平成20年度に全補助事業の一斉点検とも言うべき、最初の「見直し」が実施となる。当委員会でも制度設計について検討は試みたが、これまでの議論では未だ手法を示すには至っていない。しかし、一つの方向としては次のような検討を行ってきた。

自己評価診断に対して、事務局審査を加えて全体的な平均点数を出し、平均点数以上は補助事業としての適正を得ていると判断し、平均点数以下のものは第三者による審議機関により事業評価を行い補助事業としての適正を審査するものとする。

第三者機関の設置に関しては、

行政内部による設置

行政外部で市内部の委員による設置

行政外部で市外部の委員による設置

の案が考えられるが、当委員会としては によって設置すべきであるとした。

それは、行政内部のしがらみや干渉の影響を受けず、数字に見えない効果や事業実績をある程度は考慮していくためである。

第三者機関の審査には、特に事業効果にウェイトを置くべきであるとする。

第三者機関による審査は評価項目ごとに審査を行い、「改善指導」「要望」及び最終的には「廃止」までを市に対して提言するものとするべきである。

市においては、これらの事を制度設計の基礎として取り入れて、これをさらに検討し、精度を向上した上でさらなる適正化に取り組まなければならない。

## 5 . 総括

委員4名により2年余りの間、補助金等の適正化について議論をしてきたが、冒頭にも記述したとおり、今回の議論は小美玉市の合併を背景としたものである。合併が大きな行財政改革である以上、合併時には本来市民の意見も確認しつつ、旧町村の各種制度について検証作業が行われるべきであった。その意味では、当委員会が設置され

たこと自体が、合併が本当の意味ではまだ完了していないという現実を示している。  
市はまずこのことを重く受け止める必要がある。

補助金等の適正化を目的として議論を進めていくうちに、「この検討は行政評価そのものである」ということにあらためて気づく。

市行政運営における説明責任の確保・強化の重要性、実績・効果の検証とその重要性、職員の市民に向けた仕事のあり方に関する提言は、行財政改革を進め、行政評価の導入を検討していく上でも、必ず議論しなければならない事項だと考える。

そして自己検証の結果を振り返ると、やはり市民もまきこんだ議論なくして、こうした事業の再検証は難しいということを感じる。

これまでに述べた論点についても、より多くの意見を参照していくことにより、さらに議論を深めていける可能性を持っている。われわれ市民の側でもそれぞれが主体的な意見を表明し、さらにこれらの多様な意見をまとめ、市の公論を作り上げていくことに取り組まなければならない。これは容易なことではないが、早急に取り組まなければならない。また、これこそが「自治基本条例」の崇高なる理念を実現せしうるものであると確信する。

行財政改革は市の課題であるが、補助事業の見直しという領域ではその影響があらゆる市民に及ぶものであることを指摘し、検討の総括としたい。

小美玉市補助金等検討委員会委員

委員長 鶴町 庄二

副委員長 伊藤 伸吾

委員 石崎 渡

” 村尾 實